

【資料2】

第1回 審議会資料

磐田市下水道事業の概要について

上下水道総務課／上下水道工事課

目 次

1. 磐田市下水道事業の概要.....	1
1.1. 磐田市の下水道事業.....	1
1.2. 磐田市下水道事業の概要.....	3
1.3. 下水道事業の経緯.....	5
2. 磐田市の下水道使用料について.....	6

1. 磐田市下水道事業の概要

1.1. 磐田市の下水道事業

磐田市における下水道事業については、国土交通省が管轄する、市街化区域を対象とした『公共下水道事業』と、市街化調整区域を対象とした『特定環境保全公共下水道事業』、また、農林水産省が管轄する『農業集落排水事業』の3つの事業により行われています。

磐田市では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業は、事業の実態に即して予算や決算等を区別せずに『下水道事業』として一体的に運営しています。

公共下水道事業については、旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町及び旧豊田町にまたがる「磐南処理区」と、旧豊岡村の「豊岡処理区」が位置付けられています。

なお、磐南処理区の処理場施設である「磐南浄化センター」や一部の幹線管路施設は、以前は県が管理していましたが、平成27年度には磐田市に移管されています。

また、農業集落排水事業については、令和元年度に向笠里地区、令和2年度に鮫島・浜部地区を特定環境保全公共下水道事業に編入しています。

磐田市の下水道事業

1. 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業（国土交通省が管轄）

■主に市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道

①磐南処理区：旧磐田市、旧福田町、旧竜洋町、旧豊田町

②豊岡処理区：旧豊岡村

※磐南浄化センターや一部幹線管路施設は平成27年度に静岡県から移管

※向笠里地区：令和元年度に農業集落排水事業から編入

※鮫島・浜部地区：令和2年度に農業集落排水事業から編入

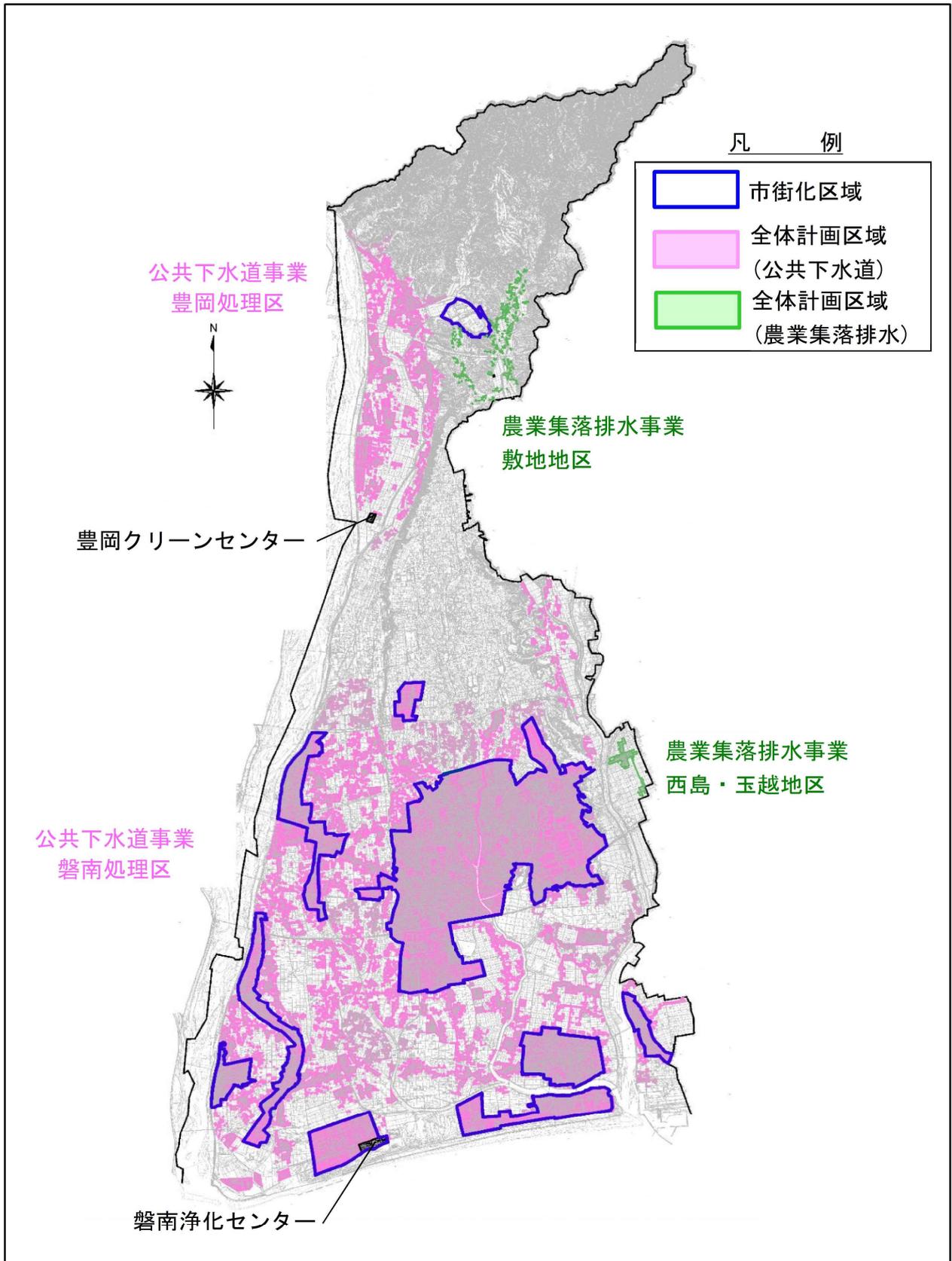
2. 農業集落排水事業（農林水産省が管轄）

■農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理し、農業用排水の水質保全に寄与する

①西島・玉越地区

②敷地地区

图 1-1 磐田市下水道事業 計画区域



1.2. 磐田市下水道事業の概要

磐田市の下水道事業は、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施しています。

表 1-1 公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の概要

処理区／地区		磐南処理区	豊岡処理区
事業着手		昭和 56 年度	平成 6 年度
供用開始		平成 2 年度	平成 12 年度
面積 (ha)	全体計画	4,070	315
	事業計画	3,603	298
	整備済み	3,060	276
人口 (人)	整備済み	138,264	7,708
計画汚水量 (日最大: m ³ /日)		(全体計画) 73,000 (事業計画) 68,900	(全体計画) 4,700 (事業計画) 4,300
施設 概要	処理施設	磐南浄化センター	豊岡クリーンセンター
	ポンプ 施設	6 か所	なし
	管路施設	852km	79 km

※公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業の面整備は現在でも実施しています。

表 1-2 農業集落排水事業の概要

処理区／地区		西島・玉越地区	敷地地区
事業着手		平成 9 年度	平成 10 年度
供用開始		平成 14 年度	平成 19 年度
面積 (ha)	整備済み	11.7	45.4
人口 (人)	整備済み	570	1,122
計画汚水量 (日最大: m ³ /日)		307	574
施設 概要	処理施設	1 か所	1 か所
	管路施設	6.3km	20.9km

※農業集落排水事業の整備は、2地区とも終了しています。

1.3. 下水道事業の経緯

磐田市下水道事業は昭和56年度に事業を開始、平成2年度に供用開始しており、事業開始から約40年経過しています。

なお、経営基盤の強化を図るため、令和元年度から地方公営企業法の適用を行いました。

表 1-3 磐田市下水道事業のこれまでの経緯

	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業		農業集落排水事業				
	磐南処理区	豊岡処理区	鮫島・浜部 地区	西島・玉越 地区	敷地地区	向笠里地区	
S56	事業着手						S56
S57 ~H1							S57 ~H1
H2	供用開始		事業着手				H2
H3							H3
H4							H4
H5	旧磐田市 使用料改定						H5
H6		事業着手	供用開始				H6
H7							H7
H8	旧福田町 旧竜洋町 旧豊田町 使用料改定						H8
H9				事業着手			H9
H10					事業着手		H10
H11	旧磐田市 使用料改定						H11
H12	旧福田町 旧竜洋町 旧豊田町 使用料改定	供用開始	使用料改定				H12
H13						事業着手	H13
H14				供用開始			H14
H15							H15
H16							H16
H17	市町村合併						H17
H18							H18
H19					供用開始		H19
H20	磐田市下水道事業審議会(H19.10~H21.6)					供用開始	H20
H21							H21
H22	使用料改定(改定率:平均率7%)						H22
H23							H23
H24							H24
H25							H25
H26							H26
H27	磐南浄化センター等 県より移管						H27
H28	磐田市上下水道事業審議会(H28.8~H29.8)						H28
H29							H29
H30							H30
R1	地方公営企業法の適用					磐南処理区 へ編入	R1
R2			磐南処理区 へ編入				R2

2. 磐田市の下水道使用料について

磐田市下水道事業の現在の使用料体系は、平成22年4月の使用料改定により、以下のような2つの体系が設定されています。

【下水道・農業集落排水処理施設使用料金表（税込み2か月）】

① 磐南処理区（磐田地区・福田地区・竜洋地区・豊田地区）/豊岡処理区/ 西島・玉越地区

	排除汚水量	現行使用料
基本料金（2か月）	基本水量（16m ³ まで）	1,780円
超過料金（1m ³ あたり）	17～20m ³ まで	26.19円
	21～40m ³ まで	132.00円
	41～60m ³ まで	137.23円
	61～100m ³ まで	149.80円
	101～200m ³ まで	162.38円
	201m ³ ～	172.85円

② 敷地地区

	排除汚水量	現行使用料
基本料金（2か月）	基本水量（16m ³ まで）	2,220円
超過料金（1m ³ あたり）	17～20m ³ まで	36.09円
	21～40m ³ まで	141.90円
	41～60m ³ まで	147.13円
	61～100m ³ まで	159.70円
	101～200m ³ まで	172.28円
	201m ³ ～	182.75円

下水道使用料の計算方法

（磐田地区で2か月分 40m³ 使用した場合）

基本料金（基本水量 16m³を含む） 1,780円

超過料金 17～20m³ 26.19円 × 4m³ = 104.76円

21～40m³ 132.00円 × 20m³ = 2,640.00円

4,524円（1円未満切り捨て）